

(内水共第 40 号及び内水共第 41 号)

漁 業 権 遊 漁 規 則

令 和 6 年 1 月

江 の 川 漁 業 協 同 組 合

江の川漁業協同組合内水共第 4 0 号及び 4 1 号
第 5 種 共 同 漁 業 権 遊 漁 規 則

(目的)

第 1 条 この規則は、江の川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第 40 号及び内水共第 41 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、ふな、はや（おいかわ）、ますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁申請書を提出してしなければならない。ただし、オンラインシステムにより行うこともできる。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 10 条の規定による（申請者が遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者であること）場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種、漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる区域内において、ウ欄に掲げる規模の範囲でエ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種・漁具・漁法		イ 区域	ウ 規 模 (網目は、15 センチメートルについてである。)	エ 期 間
あゆ	徒手採捕	40 号の区域	あゆの手づかみ	あゆ解禁日から 11 月 30 日まで
	たも網	40 号の区域	網の目合 11 節より粗いもので、網口長 径 30 センチメートル以下、灯火を用い る他は漁具の併用ができない。	あゆ解禁日から 11 月 30 日まで
	たいまち	40 号の区域	網の目合 11 節より粗いもので、網の先 幅 3 メートル以下。	8 月 1 日から 11 月 30 日まで
	投網	40 号の区域	網の目合 11 節より粗いもので、網糸は モノヒラ 2 号以上。	あゆ解禁日から 11 月 30 日まで
	友釣	40 号の区域	種あゆを利用して行う。 かけ鉤の使用 4 本まで。	あゆ解禁日から 11 月 30 日まで
	ルアー釣	生田川	アユルアーを利用して行う。	あゆ解禁日から 11 月 30 日まで
	ちゃぐり	40 号の区域	かけ鉤の使用 6 段まで	7 月 1 日から

				11月30日まで 但し、山根川尻より下流両国橋上流側付け根まで（入会区）は9月20日から10月24日まで
	ちょんがけ	40号の区域	網の併用はできない。	あゆ解禁日から11月30日まで
こい	投網	40号の区域	網の目合8節より粗いもの。	1月1日から12月31日まで
	投釣	40号の区域	釣竿により又は釣竿にリールを取付けて使用、或いはテグスの投釣で何れも1人3本以下とする。	1月1日から12月31日まで
	のべなわ	40号の区域	つけばり	1月1日から12月31日まで
うなぎ	のべなわ	40号の区域	つけばり	4月1日から9月30日まで
	ほこづき	40号の区域	使用するヤスは、4本又以下のもの。	4月1日から9月30日まで
	あなづり	40号の区域		4月1日から9月30日まで
	箱・籠づけ	40号の区域	箱、籠の数は合わせて3本まで。	4月1日から9月30日まで
ふな	投網	40号の区域	網の目合8節より粗いもの。	1月1日から12月31日まで
	竿釣	40号の区域	毛鈎、餌釣	1月1日から12月31日まで
はや	投網	40号の区域	網の目合14節より粗いもの。	8月1日から翌年3月20日まで
	竿釣	40号の区域	毛鈎、餌釣	1月1日から12月31日まで
ます	投釣	41号の区域	釣竿により又は釣竿にリールを取付けて使用。（ルアー、フライ含む）	ます解禁日から8月31日まで
	竿釣	41号の区域	毛鈎、餌釣	ます解禁日から8月31日まで

2 遊漁を行うに際して、簡易潜水器（アクアラング）を使用してはならない。

3 遊漁を行うに際して、船舶を使用してはならない。

（遊漁期間）

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	5月20日から11月30日までの期間内で毎年組合が定めて公示する日（あゆ解禁日）から11月30日まで
ま す	3月1日から8月31日までの期間内で毎年組合が定めて公示する日（ます解禁日）から8月31日まで

2 前項の公示は、組合及び第6条第3項に規定する納付場所に掲示するほか、組合のウェブサ

イトにて公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 第4条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる漁具、漁法は、それぞれウ欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

	ア 区 域	イ 漁具・漁法	ウ 期 間
1	馬洗川における三次市南畑敷町、南畑敷頭首工上流 30mから同頭首工下流 70mまでの区域	全漁具、漁法	全期間
2	神野瀬川における三次市君田町、記念橋上流 50mから同橋下流松ヶ瀬井堰までの区域	全漁具、漁法	全期間
3	江の川における三次市粟屋町長谷川右岸と江の川左岸の合流点から江の川右岸を真北に見通した直線から下流、江の川左岸の三次市粟屋町と安芸高田市高宮町の境界点から江の川右岸、中国電力株式会社の導水路第一排砂門下流端を見通した直線に至るまでの区域	全漁具、漁法	全期間
4	上下川における三次市三良坂町、灰塚ダム本堤上流 1000mから同本堤下流 240mまでの区域	全漁具、漁法	全期間
5	上下川における三次市吉舎町、知和堰堤中心部から下流 1150m までの区域（灰塚ダム知和ウエットランドの区域）	全漁具、漁法	全期間
6	馬洗川における三次市吉舎町、巴橋上流 50m から同橋下流 190mまでの区域	全漁具、漁法	全期間
7	布野川における三次市布野町、道の駅「ゆめランド布野」親水公園遊歩道の間 150mの区域	ますを目的とした投釣、竿釣を除く全漁具・漁法	全期間
8	馬洗川における水道橋から鵜飼乗船場ワンド内の区域（ハヤ釣り専用区）	はやを目的とした竿釣りを除く全漁具、漁法	10月1日から翌年3月31日まで
9	美波羅川における JR 芸備線の美波羅川橋梁から馬摺橋までの区域	友釣、ちょんがけ、ちゃぐり、投釣、のべなわ、ほこづき、あなづり、箱・簗づけ、竿釣を除く全漁具・漁法	あゆ解禁日から6月30日まで
10	上下川における三次市向江田町池田所在の池田井堰上流側から下流 450mまでの区域	友釣、ちょんがけ、ちゃぐり、投釣、のべなわ、ほこづき、あなづり、箱・簗づけ、竿釣を除く全漁具・漁法	あゆ解禁日から6月30日まで
11	江の川における安芸高田市高宮町山根川尻から三次市作木町両国橋上流側までの区域	あゆを目的とした全漁具、漁法	10月25日から11月30日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が 18 歳未満のときは無料、障がい者手帳を提示された方は、次の表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とし、第 3 項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表に掲げる額に 500 円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
あ ゆ	投網、友釣、ルアー釣、ちゃぐり、たいまち	2 日 2,500 円 1 年 8,000 円 (連日券)
	たも網、ちょんがけ、徒手採捕	2 日 1,500 円 1 年 4,500 円 (連日券)
こ い	投網	2 日 2,500 円 1 年 8,000 円 (連日券)
	投釣、のべなわ	2 日 1,500 円 1 年 4,500 円 (連日券)
う な ぎ	のべなわ、ほこづき、あなづり、箱・簗づけ	2 日 1,500 円 1 年 4,500 円 (連日券)
ふ な	投網	2 日 2,500 円 1 年 8,000 円 (連日券)
は や	竿釣	2 日 300 円 1 年 1,000 円 (連日券)
ま す	投釣、竿釣	2 日 1,500 円 1 年 4,500 円 (連日券)

2 前項の規定にかかわらず、2 日券（連日券）、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。

ただし、第 1 項による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	住 所	納付場所	電話番号
(1)	三次市三次町1857-1	江の川漁業協同組合	0824-62-2744
(2)	その他組合が指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第 7 条 組合は第 2 条第 1 項の承認をしたときは、別記様式第 1 号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条第 3 項に指定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 8 条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第 9 条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第 2 号の漁場監視員証を携帯し、漁場監視員であることを表示する。

（違反者に対する措置）

第 10 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

この規則は知事の認可のあった日から施行する。

附則

この規則は知事の認可のあった日から施行する。

(別記)
(様式第1号) 遊漁承認証
腕章

江の川漁業協同組合

年第4種 遊 漁 証

No. _____ 住所 _____
氏名 _____ 当 才 _____

注意事項

1. 遊漁をするときは、必ず本証を着用して下さい
2. 漁場監視員の要求があったときは、これを提示して下さい
3. 遊漁規則を守り、違反のないようにして下さい
4. 年 月 日まで有効

表

氏名	住所
_____	_____
江の川漁協	
年 遊 漁 証	
第 種	

裏

注意事項	年度
一、遊漁をする時は、必ず遊漁証を携帯して下さい	第 種
二、遊漁規則を守り、違反のないようにして下さい	
有効期限は	年 月 日まで

表

No. _____
遊漁承認証(2日間)
第 種 (税込金額 円)
年 月 日から
年 月 日まで
(曜 日) 限り
住所 _____
氏名 _____
江の川漁業協同組合
取扱者 _____

裏

注 意 事 項
1. 遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示して下さい。
2. 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従って下さい。
3. 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはいけません。
4. 遊漁承認証を他人に譲渡し又は貸与したり、記入事項を書替えてはいけません。
5. 遊漁に際しての事故については、組合は関知しませんので、十分ご注意下さい。

(様式第2号) 漁場監視員証

No. _____
漁場監視員証
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する
氏名 _____ 当 才 _____
住所 _____
有効期限 年度
発行者 江の川漁業協同組合